

「令和元年度千葉市商学連携型商品開発事業」申請団体を募集します！

千葉市では、商業団体が大学等と連携し、本市にゆかりのある食品を活用した商品を開発するための千葉市商学連携型商品開発事業補助金を活用する事業者の募集を開始しますので、お知らせします。

1 事業の目的

商業団体が、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発等を、大学、専門学校等と「商学連携」により行い、物語性のある商品・サービスを提供することで、販路・売上拡大を図ります。

また、長期的には、①新たな観光資源の創出、②事業者と大学連携の促進、③学生と地域（企業・千葉市）との関わりを通じた就業機会など、地域資源の活用により他分野への波及効果・貢献も狙っています。

2 補助要件等について

(1) 補助対象者

以下の要件を満たす商業団体等。

ア 市内に主たる事業所を有すること。

イ 任意の商業団体は、補助事業に参画する会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有していること。

(2) 補助対象事業

商業団体等が実施する、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発又は既存商品の改良にかか
る事業。

(3) 補助要件

以下の要件をすべて満たすこと。

ア 商品は食品であること。

イ 商品の開発又は既存商品の改良を行うこと。

ウ 補助対象者が、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、又は第124条に規定する専修学校（但し、高等課程又は専門課程を置いているものに限る。）と連携して事業を行う場合に限る。

(4) 補助率及び補助限度額

ア 補助率 1/2以内

イ 補助限度額 200千円（但し、予算の範囲内）

3 募集期間等について

(1) 募集期間

令和元年7月17日（水）～令和元年7月24日（水）

(2) 募集方法

市ホームページにて募集を行います。

(3) 提出書類

交付申請書、事業計画書、定款又は規約、役員及び組合員名簿

(4) 提出場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課（千葉市役所2F）
（土、日及び休日を除く9時から17時まで）※郵送の場合は締切日に必着のこと。

4 事業者の選定方法

募集期間終了後に、プレゼンテーション審査を行う予定。

【参考1】公募から事業開始までのスケジュール

	内容	日程
1	申請団体募集開始	令和元年7月17日（水）
2	交付申請書提出期限	令和元年7月24日（水）
3	プレゼンテーション	令和元年8月8日（木）
4	選考結果通知、交付決定通知	令和元年8月15日（木）
5	事業開始	令和元年8月16日（金）

【参考2】平成30年度の商学連携事業の取組み

- 1 商業団体名 千葉県海苔問屋協同組合
- 2 学校名 千葉県立生浜高等学校
- 3 開発した商品等

(1) ブランド名

ちば海苔を喰らえ！

※『ちば海苔』をメインに、千葉県産の食材（農産物、水産物、畜産物）を組み合わせるシリーズの総称。

(2) 商品名

土気からし菜知ってっか？

※上記ブランドの考え方を踏まえた第一弾として、土気からし菜を具材に使用したパン。

(3) 商品の特徴

A：パンの中身は海苔の粉末と土気からし菜、マヨネーズをあえている。

B：パンの生地に海苔の粉末を練りこみ、中身は土気からし菜をマヨネーズであえている。

※1 価格はそれぞれ150円（税込）

※2 生地に千葉県産の全粒粉を使用



商品画像（左A、右B）

【参考3】申請者となりうる商業団体等の定義について

- 1 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合（商店街振興組合）
- 2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第18号）第3条に規定する組合（商店街協同組合）
- 3 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- 4 その他任意の商業団体で市長が認める者をいう。

※上記1～4のいずれかに該当し、かつ次の要件に適合することとする。

- ・市内に主たる事業所を有すること。
- ・任意の商業団体は、補助事業に参画する会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有していること。